

# 埼玉大学教職員組合

## 第 78 回定期大会議案

日 時 2021 年 3 月 15 日 (月) 18 時から  
場 所 zoom 会議にて各自

### 議 事

1. 開会宣言
2. 議長選出及び書記委任
3. 委員長挨拶
4. 2020 年度活動報告
5. 2020 年度決算報告
6. 2020 年度会計監査報告
7. 討論・承認
8. 2021 年度役員の選任について
9. 討論・承認
10. 新執行委員挨拶
11. 次年度への申し送り
12. 2021 年度予算案提案
13. 討論・承認
14. その他 過半数代表報告
15. 閉会宣言

## 議案書目次

I. 2020 年度活動の報告と課題、総括（委員長挨拶にかえて）	1
II. 2020 年度執行委員会の活動	5
III. 2020 年度決算報告	6
IV. 2020 年度会計監査報告	7
V. 2021 年度選挙結果報告	
(1) 執行委員	8
(2) 特別執行委員	8
(3) 代議員	9
(4) 会計監査委員	9
VI. 次年度への申し送り（案）	10
VII. 2021 年度予算（案）	11

## 資料編

資料 1 埼玉大学教職員組合関係	12
資料 2 国立大学法人埼玉大学大久保地区事業場過半数代表者関係	32
資料 3 埼玉大学教職員組合規約・慶弔規約	36

## ご挨拶にかえて

2020 年度埼玉大学教職員組合執行委員長 山本 良

### <はじめに>

今年も、教職員組合の定期大会を開催するはこびとなりました。今年はいよいよみなさまご存じの事情により、「遠隔」開催となりました。しかし、平素より組合の活動を支えてくださっている皆様、また「精神的支援」をお寄せくださっている多くの埼玉大学の皆様に深く感謝申し上げますことにはいささかの変わりもありません。以下では、ご挨拶にかえて、やや「浪花節」的に語りしたいと思います。

### <21 世紀世界を取り巻く状況>

20 世紀後半から始まったとされる国際社会のグローバル化は、「世界を変えた」とよく言われます。これにはテクノロジーの発達が大きな役割を果たしていることは明らかですが、21 世紀の世界を襲ったのは、なんと新種の伝染病でした。しかも、ワクチンの接種はようやく始まろうとはしていますが、マスクや手洗いといったやり方でしか、今までこれに対応する手段はなかったのです！

コロナによって社会や人々の行動様式は大きな制約を受けるようになりました。日本は世界中の人々から「テクノロジーの国」とみられています。我々の社会は、なんと素晴らしい、「ガラス細工」的な側面を持つことか！ 多くの方々がこうした点に気づいたことと思います。

伝染病の蔓延と戦うために国家が協力し合うという図式は、実は 19 世紀末に初めて登場したものです。伝染病は国境を越える「魔物」ですが、グローバル化した現代でも、結局は人々が協力しあうことでしか、こうした魔物には対処できません。

こうなると、やはり組合の出番ですね！ つまり、コロナ禍によって暮らしや雇用が影響を受けることのないように、また教職員が自分の持ち場で思わぬ孤独を感じたりして精神の健全さを失うようなことがないように、組合としては活動すべきチャンスが「与えられた」といってよいのです。

### <埼玉大教職員組合の「二重の機能」>

とはいっても、組合の活動が大きく制約されたことは認めなければなりません。なにしろ、「交流」を目的としたイベントは事実上不可能でしたし、外部講師を招くことも困難だったからです（わずかに「かんたん夏野菜づくり」が、思いがけず好評を博した程度でした）。「苦悶する」組合活動です。

しかし、それでもなお「制約のある状況で、どのような活動が可能だろうか？」ということをやはり考えなければなりません。なぜならば、組合はもちろん組合員の「雇用と暮らし」を守ることが第一義的な責務ではありますが、個別利益だけを主張しているわけではないからです。やや僭越ながら、組合の活動は「大学全体を良くする」活動であるという側面もっています。2011 年の震災の後に給与削減が行われましたが、埼玉大は他大学よりも早めに措置が解除をされた大学の一つでした。その際、「組合員の給料だけ削減を早めに終了する」という選択も出来なかった訳ではありません。しかし、「組合は弱者のためにこそ存在する」という観点から、そういうやり方は選択されま

せんでした。

そればかりか、今や埼玉大は全国の国立大学や高専から一目置かれる存在となっているように感じます。なぜならば、教職員が働きやすい環境が曲がりなりにも実現しているからです。そして、これは組合の貢献によるところが大きいのです。そうすると、埼玉大の教職員の「雇用と暮らし」を守る活動が、全国の国公立大学の大学人の暮らしを守ることにもつながっていることとなります。これは、ちょうど国内の裁判所が人権の保障を目的とする条約を直接あるいは間接に適用することによって、人権の国際的保障の伸展に貢献するという「二重機能」を果たしているのと同じ図式です。

### <「組合」活動をこえて！>

新型コロナウイルス感染拡大の行方はいまだわかりませんが、やがては収束するでしょう。そう願わずにはいられません。しかし、その暁には、今回も公務員給与の引き下げ措置が浮上することも、おそらく確かだと思えます。もちろん、経済活動が制約される中で多くの人々が非常に困難な状況に置かれているのですから、公務員とその給与体系に準拠している教職員だけが惰眠をむさぼり、「安んじて飽食する」という訳にはいきません。我々は、それほど思いやりにかけて、身勝手な人間ではありません。

しかし、繰り返しになりますが、組合員の「雇用と暮らし」を守ることが組合の存在理由でもあります。となると、「ありうべき均衡はどこにあるのか?」、「明日はどっちだ!」と叫ばざるをえません。次期主力戦闘機の1機のために100億円以上も支出する政府は、「よっぽどどうかしている。これだけのお金があれば、世の中や大学を取り巻く困難な状況なんて一気にスッ飛んじゃうではないか!」と静かに怒りながら、挨拶にかえさせていただきます。

## I 2020年度活動の報告と課題

### 1. 大学をめぐる情勢と教職員組合の役割

振り返れば、ちょうど昨年今頃からコロナ禍の状況が、急速に悪化した。当初の楽観論は跡形もなく消え、緊急事態宣言が出された。新学期開始は延期され、ようやくGW直前から授業は開始されたものの、その後は教員も職員も遠隔授業の準備やリモートワークの実施に追いまわられて現在に至ったのである。

この間、大学、より正確には日本の高等教育機関を取り巻く状況は、もちろん全く改善は見られなかった。むしろ、悪化した。前内閣の「居ぬき内閣」と揶揄されるような現内閣である。当然、予想されたことである。ただ、コロナ禍状況の下にあったため、こうした状況があまり注目を集めなかつただけである。

前内閣の下で採択された「骨太方針2019」(2019年6月閣議決定)に示された国立大学法人における学長選の廃止の方向性は変わらぬままとされる。また、昨年9月には、現内閣の発足早々に、日本学術会議が推薦した会員候補の一部が、おそらくは政治的信条を理由として任命されない事態が生じた。「大学の自治」や「学問の自由」に対する政治の露骨な干渉である。そして、コロナ感染対策も不十分なままに、大学入試共通テストの実施が「腰だめ」で強行された。まさに、「衣の下の鎧」どころではなく、気に入らないものに対しては恫喝も辞さず、「問答無用で政府の方針に従え!」というのが現内閣のやり方なのである。

政府や、政権与党が(そして、言いたくはないが「社会」が)こうした思考様式や

姿勢を暗黙の裡に許容し、（高等教育とは直接の関係はないが）オリンピックの聖火リレーに対して批判を述べた県知事に対して政権与党の派閥の領袖が「注意」をするという！ 本当に日本はおかしくなってしまった。

一昨年、社会派的テーマを扱った作品としては異例のヒットを記録した映画「新聞記者」の中で、内閣調査室に勤務する主人公 松坂桃李の上司を演じた俳優が「この国の民主主義は、かたちだけでいいんだ」とつぶやく場面があったが、それをほうふつとさせるような状況である。

組合は、否組合員のみならずすべての埼玉大学を構成する人々は、こうした状況に直ちに反応する鋭敏な感覚を忘れてはならない。それは一人一人の具体的な行動の形をとらなくても、SNS で声をあげたり、職場で同僚と話題にするだけでも十分に効果的である。「笑顔でやってくる」権力の横暴に、戦うことが必要である。それでこそ、人間らしい、生き生きとした暮らしも手にできると信じている。

## 2. 今季執行委員の活動

### (1) コロナ禍対応

今期執行委員の活動として、やや異例ではあるがやはり新型コロナ感染拡大に対する対応についてふれなければならない。組合は、まだ職員のテレワークが実現していない2020年4月13日の段階で「緊急アピール」を発して、職員の安全と健康の確保や遠隔授業の実施に関して十分な余裕を確保すべきことを大学執行部に訴えた。

また、大学執行部は「埼玉大学修学サポート基金」を設けて、新型コロナ感染拡大に伴いアルバイトを失うなどの為に経済的苦境に陥った学生を支援する方策をとった。組合は、3月の退職者送別会の開催が見送りになったために執行されなかった予算に若干の上乗せを行い、この基金に寄付を行った（額面10万円）。これは、組合は教職員のために存在するものの、学生も大学を構成する不可欠のメンバーであるとの認識に基づいている。

この他、2021年の大学入試共通テストにおけるコロナ対応の不備を指摘し、業務負担の辞退や手当の上積み求めたが、実現しなかった。わずかに教育担当理事に、全教職員に向けて「大学入学共通テストの実施に当たって」なる文書を書かせて流布させただけに終わった。なお、コロナ禍状況における教職員や学生相互間の交流の試みについては(3)でふれる。

### (2) 人事院勧告に関する対応等給与問題

次に、2020年10月7日に人事院勧告が出され、公務員のボーナスの0.05月分の引き下げが勧告された。これを受けて、組合と大学執行部は11月13日に労使懇談会を開催した。すでにご存じのように、結論から言えば「2020年度の引き下げは見送り」とされることが大学執行部から示された。もっとも、これは組合活動による勝利という訳ではなく、法改正を受けて大学の経営評議会での審議等を経たのちに給与規則の改正を行う時間的余裕がもはやないためであった。全国の他大学でも同様の状況にあった大学が数校存在する。

もっとも、次年度からは人勧通りの引き下げが実施される予定であることが予告された。2021年になり、人事課よりこのための給与規則改正に関する懇談会開催が求められ、2月10日に開催された。組合としては、そもそも法人化した国立大学の教職員の給与が人勧に基づくべきであるという実定法上の根拠はなにか、人勧による引き下げ勧告により大学の収入にどのような影響があるのか、下げ幅を個々の大学で小さく

することの可能性はあるのか、人勧通りに引き下げを行った場合の代償措置の検討如何などについて粘り強く交渉し、現時点ではまだこの問題は完全には決着してはいないと考える。年度をまたいで、次期執行委員の課題の一つとされることを期待する。

このほか、11月の労使懇談会では非常勤職員に対する期末手当の支給を来年も必ず継続すべきことを確認的に求めたところ、「その通りである」旨の回答が得られた。非常勤職員に対する期末手当の支給が実現している大学は、全国的に見て必ずしも多くない。埼玉大でも、ある非常勤職員自身が「本当に来年も出るんですか？」とつぶやいたように半信半疑の状況であった。そのため、確認を行ったのであるが、この実現に尽力した前期執行委員の方々に深く敬意を表する。

### (3) 全大教対応

一時期参加が見送られていたが、今期から全大教の実質的な下部組織である関東甲信越地区議会に参加した。2月20日に開催された会議で、山本が幹事の一人に就任した。

### (4) 組合員の交流

組合の存在理由として、部局を越えた組合員相互の交流・親睦を図ることも大きな部分を占める。ところが、今期はコロナ禍により、こうした活動は事実上不可能だった。わずかに、しかし大きな成功をおさめた活動として特筆されるべきなのは「かんたん夏野菜づくり」イベントだった。この取組が実現したのは、偶然の要素と一部教職員の犠牲的献身によるところが大きい。すなわち、コロナ禍により学生の大学への入構が禁止された。そのため、授業で使用する予定だったキュウリやトマトの苗の使い道がなくなってしまった。また、荒木書記長および農場を預かる浅子様（教育学部）の非常に大きな援助があった。そのため実現したイベントだったが、参加者は学長を含めて50名ほどだった。50名が同じ時間に一堂に会したわけではないが、非常に成功した取組だった。特に、学長を含む非組合員の役員や職員の方々も気軽に参加したのは、非常に評価されると考える。

もう一つは、UNION PRESS 誌上での「つぶやき」特集である。これは、思いがけず好意的な反響があった。率直に、「面白い企画」といってくださる人もいた。このことは、コロナ禍状況でリモート勤務が実施された結果、良い面もあったものの、出勤する人が少なく思わぬ疎外感を味わった方々も数多くいたことを示している。特に、着任して日の浅い職員の中には、職場での会話もなく（会話の相手がそもそもいない）、学生と会う機会もなく、孤独にさいなまれた方々がいたようである。「つぶやき」（とはいっても、SNSを利用したものではなかったが）によって自らの心の内を発信することができる場が提供されたことは、一つの救いだったといえよう。

### (5) 組織の拡大

コロナ禍状況において、新人研修会の開催も中止された結果、ビラ配りも出来ず、組合加入の勧誘活動は全く行えなかった。そのため、新人の加入は期待するような状況には全くなかった。しかし、にもかかわらず5名の新規加入者があったことは、むしろ驚くべくことかもしれない。前述の「かんたん夏野菜づくり」イベントやUNION PRESSの「つぶやき」特集で興味をもった方々が組合に入ってくくださったのである。これは、本当に心から感謝申し上げなければならない。

II		2020年度 組合の活動 (※)2020年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年の組合活動が大幅に制約された													
執行委員会			代議員会(選挙委員会)		労使懇談会/過半数他		団体交渉		2020イベント・他		UNION PURESS発行				
4月	4/1 zoom		委員長と書記長打合せ												
	4/7～ 4/13		コロナに対する組合からの要望				4/13	人事へ「コロナに対する要望書」提出 過半数も同意				4/13 No1 ・役員紹介 ・コロナに対する 要望書提出			
	4/17 zoom		2020年度学年暦承認				4/17	2020年度学年暦承認(メールにて)							
5月	5/13 zoom	No1	特別執行委員の選出 ユニオンプレス2号 イベント:夏野菜栽培 学生支援の募金 コロナ禍での雇用条件						5/10	全大教意見交換会 出席 コロナ禍に対して の各大学の状況					
									5/14	イベント用野菜の 苗植え					
6月	6/10 zoom	No2	特別執行委員3名選出 UP2号 イベント夏野菜 学生支援の募金 任期付き教員の処遇 非常勤期末手当支給								6/9	No2 ・全大教コロナ 禍での現状情 報交換 ・イベントのお知 らせ			
7月	7/1 zoom	No3	特別執行委員選挙3名決定 農場イベント参加者26名の報告 学生支援の募金を大学に渡す7/7 任期付き教員の処遇について申入書						7/7	イベント夏野菜参 加30名以上 カンパ金を学生支 援へ寄附		7/20	No3 ・イベント紹介 ・非常勤期末 手当支給 ・コロナの現状		
	7/28 メール 審議	No4												イベント参加者30名超え。秋も続行と 決定	
8月															
9月															
10月	10/14 zoom	No5	財務諸表要求 UP4号つぶやき特集 来年度の組合役員選挙方法 代議員会合同打合せ 全大教のzoom会議参加費								10/1	非常勤部会 新人歓迎 現状報告 役員選挙方法 つぶやき案打合			
	10/21 zoom	No6 拡大	つぶやきの反響 意見収集 コロナ禍での選挙方法 組合役員選挙についてWeb選挙導入し 各選挙区に選出方法を任せ、信任選 挙はメールで行うと決定(試し)		10/21 拡大 zoom	第2回代議員会 執行委員会とコ ロナ禍での選 挙方法につい て検討 Web選 挙導入(試し)					10/24	全大教定期大会			
	10/28 zoom	No7 拡大	特別執行委員を含む 人勤への対応(賃金) 大学入試コロナ対策 近況報告		10/23	選挙公示		10/23	人事課へ入試会場 でのコロナ対策等 を質問、労働改善 要望			10/29	No4 ・つぶやき特 集		
11月	11/9	担当者	Web選挙関係打合せ		11/9～ 12/11	選挙開始 執行委員 代議員 会計監査		11/13	★労使懇談会 大学入試コロナ対 応 人勤対応の賃金非 常勤ボーナス等		11/5	非常勤部会 選挙関係			
12月	12/9	財務	会計監査		12/14	2021年度組合 役員選挙終了 結果発表		12/4 メール審 議	第2回早期退職に かかる募集実施要 項了承		12/2	担当者UP打合		12/3	No5 ・労使懇談会 報告 ・つぶやき第2 弾
	12/16 zoom	No8	2021年度新役員選挙結果報告 定期大会コロナ対応 UP5号												
2021年 1月	1/14 zoom	No9	定期大会打合せ 3月15日月曜の17時30分～新旧引き 継ぎ。18時～ZOOM会議で開催決定 翌週に案内と出欠届けを配信 群馬大学から入試手当問い合わせ								1/15	全大教 全国書記大会			
2021年 2月	2/3 Zoom	No10	過半数代表十特別執行委員を含む労 使懇談会に向けての打合せ								2/10	2/10～3月末 退職者への対応		2/24	No6 ・労使懇談会 報告 ・つぶやき第3 弾
	メール 審議	No11	定期大会原稿確認 議案書版下見本作成												
2021年 3月	メール審議	No12	定期大会打合せ									第78回定期大会			
	3/15		第78回定期大会(ZOOM) 役員交代の引き継ぎ												

Ⅲ 2020年度決算報告書				
(1) 一般会計				
(A) 収入の部 (円)				
項目	2020年度予算	2020年度決算	比較増減額	摘要
前年度繰越金	1,836,651	1,836,651	0	前年度繰越金
組合費	2,300,000	2,751,600	451,600	組合費
賛助金	690,000	900,100	210,100	賛助金
雑収入(特別会計利息・配当金等)	106,000	11,601	-94,399	雑収入(特別会計より)
雑収入(ゆうちょ・利息)	4	101,790	101,786	雑収入(一般利息)
雑収入(ろうきん1・2・)	2,000	4	-1,996	雑収入(ろうきん1.2)
雑収入(教職員共済)	75,000	178,652	103,652	雑収入(教職員共済事務手数料)
旅費(全大教より戻り)	0	3,120	3,120	旅費(全大教より戻り)
雑収入(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｶﾞﾗﾌﾞ他)	0	15,500	15,500	雑収入(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄｶﾞﾗﾌﾞ・その他)
合計	5,009,655	5,799,018	789,363	
(B) 支出の部				
項目	2020年度予算	2020年度決算	比較増減額	摘要
外部負担金	450,000	459,811	9,811	全大教・県教組教育のつどい・書記の会他
人件費(組合)	1,500,000	1,733,586	233,586	書記事務
交通費	24,000	28,000	4,000	書記交通費
印刷費	100,000	54,999	-45,001	生協コピーカード
通信費	55,000	60,313	5,313	電話代、書類送付他
事務消耗品費	60,000	45,335	-14,665	ファイル・文房具・インク・マスター・カートリッジ 他
資料費	10,000	0	-10,000	資料・書籍
旅費	80,000	25,355	-54,645	全大教・学習会出席・共済研修・書記研修・他会議
会議費	100,000	46,362	-53,638	執行委員会(特別)・代議員会・選挙管理委員会・非常勤部会他
専門部活動費	100,000	4,639	-95,361	各専門部・技術職員部・非常勤職員部
文化事業費	100,000	0	-100,000	学習会・演説会等
慶弔費	200,000	161,652	-38,348	退職者お餞別・お見舞い・お祝い他・送別会
振替手数料	5,000	4,046	-954	振替手数料他
大会費	100,000	80,351	-19,649	議案書作成事務用品・弁当代・打上げ他
顧問弁護士	56,000	55,440	-560	年間契約費用
設備費	1,120,000	277,760	-842,240	備品・パソコン関係・ネット・掃除・水道代・ガス代
広報費	100,000	4,435	-95,565	広報活動費・交流会・UP・ポスター等
予備費	549,655	195,616	-354,039	事務所経費・故障対応・その他
その他の支払	300,000	169,895	-130,105	税その他
合計	5,009,655	3,407,595	-1,602,060	
(C) 収支決算 (円)				
項目	金額	備考		
収入	5,799,018			
支出	3,407,595			
次年度繰越金	2,391,423			
注) 2019年度末(2019年12月)に立案した「2020年度予算」は2020年1月から同年12月末までの予算であったが、2020年度に年度末を12月末から2月末に変更したことに伴い、本報告書における「2020年度予算」「2020年度決算」は2020年1月から2021年2月末までのものとなっている。				

(2) 特別会計

(A) 収入の部

(円)

項 目	2020年度予算	2020年度決算	比較増減額	摘 要
基本積立繰越金	4,609,346	4,609,346	0	10万定期満期で一般会計へ
利子配当金等	8,000	11,601	3,601	
設備費積立金	0	0	0	
合 計	4,617,346	4,620,947	3,601	

(B) 支出の部

(円)

項 目	2020年度予算	2020年度決算	比較増減額	摘 要
一般会計へ	100,000	100,000	0	定期預金満期分を一般会計へ
利子配当金等	8,000	11,601	3,601	一般会計へ
合 計	108,000	111,601	3,601	

(C) 収支決算

(円)

項 目	2020年度予算	2020年度決算	比較増減額	摘 要
収入	4,617,346	4,620,947	3,601	
支出	-108,000	-111,601	-3,601	定期預金満期分を一般会計へ
次年度繰越金	4,509,346	4,509,346	0	

【基本積立繰越金明細】

労働金庫 出資証券	342,000	
労働金庫 スーパー定期	3,967,346	
郵貯銀行 定額貯金	200,000	設備費積立金
合 計	4,509,346	

注) 2019年度末(2019年12月)に立案した「2020年度予算」は2020年1月から同年12月末までの予算であったが、2020年度に年度末を12月末から2月末に変更したことに伴い、本報告書における「2020年度予算」「2020年度決算」は2020年1月から2021年2月末までのものとなっている。

IV 2020年度会計監査報告

埼玉大学教職員組合事務室において、2020年度決算報告を、監査手続きに従って必要と認められる監査を行いました。その結果、上記決算書を適正と認めます。

2021年3月8日

会計監査委員

渋谷 百代

会計監査委員

野村 奈央

## V. 2021年度選挙結果報告

### (1) 執行委員

2020年11月24日～11月27日の間に行われた信任投票選挙結果に基づいて、以下の通りに決定した。(任期：2021年4月～2022年3月)

教養学部教員選挙区	川野 靖子
教育学部教員選挙区	島田 玲子 中川 律
経済学部教員選挙区	宮崎 雅人
理工・技術・教育機構 他全教職員選挙区	渡辺 大輔
パート・定員外職員選挙区	平泉 春美

### (2) 特別執行委員

2020年7月7日～7月14日の間に行われた信任投票選挙結果に基づいて、以下の通りに決定した。(任期：2020年7月～2021年6月)

経済学部／ 教員	金房 広幸
教養学部／ 教員	高橋 克也
理工学部／ 技術職員	佐藤 清美

### (3) 代議員

2020年12月7日～12月14日の間に行われた信任投票選挙結果に基づいて、以下の通りに決定した。(任期：2021年4月～2022年3月)

教養学部教員選挙区	山本 良
教育学部教員選挙区	高橋 哲 高橋 雅也
経済学部教員選挙区	藤井 まなみ
理工・技術・教育機構 他全教職員選挙区	高橋 一成
パート・定員外職員選挙区	長畑 志保子

### (4) 会計監査委員

2020年11月24日～11月27日の間に行われた信任投票選挙結果に基づいて、以下の通りに決定した。(任期：2021年4月～2022年3月)

荒木 祐二	2020年度 書記長
長田 健	2020年度 執行副委員長

## VI. 次年度への申し送り（案）

### 1. 雇用・労働条件の適正化

- （1）適正な給与水準の確保（期末手当の引き下げに伴う代償措置のための交渉など）
- （2）非常勤職員の待遇改善、非常勤職員相互間の格差・待遇差別の解消
- （3）任期付き教員・非常勤教員の待遇・研究環境などの課題への対応
- （4）職場におけるセクハラ、パワハラ、アカハラ等を許さない環境づくり

### 2. その他の諸活動

- （1）埼玉大学の教育研究機関としての適正な運営を求める活動
- （2）大学の全構成員に対する教職員組合の意義の訴えかけと組織拡大
- （3）ユニオン・レター、ユニオン・プレスなどを通じた迅速な情報提供
- （4）外国人教職員の組合活動への参加の促進
- （5）懇親会・学習会などを通じた部局を越えた教職員の交流
- （6）雇用・労働に関する講演会などの企画の実施
- （7）地区協議会などを通じた首都圏の他大学との連携・情報交換
- （8）将来を見据えた教育研究拠点としての国立大学法人のあり方の検討
- （9）将来の日本と世界を支える学生たちの生活と権利の擁護

2021年度予算(案) (第2号議案)			
1. 一般会計			
			2021年2月28日現在
(A) 収入の部		(円)	
項目	2020年度決算	2021年度予算	摘要
前年度繰越金	1,836,651	2,391,423	出納帳の繰越金と同額になる
組合費	2,751,600	2,100,000	退職者分差し引き
賛助金	900,100	700,000	退職者分差し引き
雑収入(特別会計利子・配当金等)	11,601	10,573	定期満期につき普通預金/一般会計へ計上予定
雑収入(ゆうちょ・利息)	101,790	100,000	
雑収入(ろうきん1・2・)	4	4	
雑収入(教職員共済)	178,652	70,000	教職員共済事務手数料
旅費(全大教より戻り)	3,120	0	会議出席戻り分
雑収入(イベントほか)	15,500	0	
合 計	5,799,018	5,372,000	
(B) 支出の部		(円)	
項目	2020年度決算	2021年度予算	摘要
外部負担金	459,811	450,000	全大教・県教組・書記の会申請方法で毎年金額変更あり
人件費(組合)	1,733,586	1,600,000	書記事務 期末手当
交通費	28,000	30,000	書記の交通費、事務所経費の交通費他
印刷費	54,999	100,000	※生協コピーカード(本年度よりトナー含む)
通信費	60,313	80,000	電話代、書類送付他
事務消耗品費	45,335	70,000	ファイル・文房具・インク・マスター・カートリッジ 他
資料費	0	10,000	資料・書籍
旅費	25,355	100,000	全大教・書記研修・共済研修・他会議・学習会/全大教幹事2名
会議費	46,362	100,000	執行委員会/特別執行・代議員・選挙管理委員会・非常勤部会他
専門部活動費	4,639	100,000	技術職員部・非常勤職員部イベント等
文化事業費	0	150,000	イベント・勉強会
慶弔費	161,652	300,000	退職者餞別・お見舞い・お祝い他・送別会
振替手数料	4,046	6,000	振替手数料他
大会費	80,351	200,000	議案書作成事務用品・弁当・打ち上げ他
顧問弁護士	55,440	56,000	年間契約費用 消費税10%振込み含む
設備費	277,760	1,000,000	印刷機・備品等.ガス/水道代・パソコン・ネット・掃除等
広報費	4,435	100,000	広報活動費・UP・チラシ・ポスター
予備費	195,616	300,000	事務所経費・税・故障対応・その他
その他の支払	169,895	620,000	その他
合 計	3,407,595	5,372,000	
2. 特別会計			
(A) 収入の部		(円)	
項目	2020年度決算	2021年度予算	摘要
基本積立繰越金	4,509,346	4,509,346	
利子配当金	11,601	10,000	
設備費積立金	0	0	
合 計	4,520,947	4,519,346	
(B) 支出の部		(円)	
項目	2020年度決算	2021年度予算	摘要
一般会計へ	0	100,000	定期貯金満期分
利子配当金	11,601	10,000	
合 計	11,601	110,000	
(C) 収支決算		(円)	
項目	2020年度決算	2021年度予算	摘要
収入	4,520,947	4,519,346	
支出	-11,601	-110,000	定期貯金満期分を一般会計へ
次年度繰越金	4,509,346	4,409,346	
【基本積立繰越金明細】			
労働金庫 出資証券	342,000		
労働金庫 スーパー定期	3,967,346		
郵便銀行 定期貯金	200,000	設備費積立金等	
合 計	4,509,346		

2020年度に年度末を12月末から2月末に変更したことに伴い、「2020年度決算」は2020年1月から2021年2月末までの14カ月のものとなっているのに対し、2021年度予算は2021年3月から2022年2月のものとなっている。

資料 1

## 埼玉大学教職員組合関係

- ・ 活動報告

## 第 77 回定期大会議事録（案）

日時：2020 年 1 月 30 日（木）18 時～19 時 10 分

場所：経済学部第一会議室

司会：七田麻美子

### 1. 大会の成立および開会宣言

出席者 18 名、委任状 30 名。組合員数の過半数に達しており、埼玉大学教職員組合規約第 17 条第 1 項に基づき、大会が成立したことを確認。第 77 回定期大会の開会が宣言された。

### 2. 議長選出及び書記委任

議長として高端正幸を選出し、書記を渋谷百代に委任した。

○以下、高端正幸議長の下で議事を進行した。

### 3. 委員長挨拶 飛田明彦

### 4. 2019 年度活動報告

(1) 総括 飛田明彦（議案 p 1-2）

(2) 執行委員会の活動 渋谷百代（議案 p 3 及び 13-31）

### 5. 2019 年度決算報告 野村奈央（議案 p 4-5）

### 6. 2019 年度会計監査報告 高端正幸（議案 p 5）

### 7. 討論・承認

上記 4. から 6. について、全会一致で承認された。

### 8. 2020 年度役員を選任について

役員選挙結果報告 清水亮（議案 p 6-7）

### 9. 討論・承認

上記 8. について、全会一致で承認された。

### 10. 新執行委員挨拶 山本良（新委員長）

### 11. 2020 年度活動方針案提案 渋谷百代（議案 p 8）

### 12. 2020 年度予算案提案 野村奈央（議案 p.9）

### 13. 討論・承認

上記 11. 及び 12. について議論の結果、11. で提案された「2020 年度活動方針（案）」の 3 について「3. 社会的役割の認識」とし、各条文を

(1) 将来を見据えた日本の教育・研究拠点としての国立大学法人のあり方の検討

(2) 将来の日本と世界を支える学生たちの権利の擁護

に修正した上で承認された。

### 14. 過半数代表 佐藤清美（議案 p 35-51）

働き方改革に関連する労使協定について、苦情処理委員会の設置について説明があった。

### 15. 新執行委員挨拶 荒木祐二（書記長）、長田健（財務）、西澤由輔、長畑志保子

○議長解任

### 16. 閉会宣言 七田麻美子

第 77 回定期大会の閉会が宣言された。

# 緊急アピール！（草案）

## 新型コロナウイルスに対する大学執行部の対応に関する

### 教職員組合からの要望

新型コロナウイルスという思いもかけない「難敵」が出現して、日本中を跋扈しております。しかも、当初の楽観論は的中せず、状況はますます悪化の一途をたどっています。4月上旬は、普段であれば新学期の新鮮な気分を味わい、それに伴う多少の混乱も余裕をもって受け流していただける時期でした。しかし、今年は学生はいうまでもなく、教職員も不正常的な状態に対して対応すべく奔走せざるを得ません。

4月より発足した大学の執行部がこの問題に対して全力で取り組んでいることは、皆様も周知されているとおりです。もっとも、教職員組合としては、いくつかの点に関してさらなる積極的な対応を求めたいと思います。以下それは以下です。

#### 1. 職員の安全と健康の確保

- (1)テレワーク（在宅勤務）、時差出勤、分散勤務の本格的検討と速やかな実施
- (2)有給特別休暇（人事院3月1日付通知）の継続的实施
- (3)小中学校の児童を持つ職員に対する休暇取得等の面での配慮

#### 2. 十分な時間と余裕をもったうえでの遠隔授業の実現

- (1)遠隔授業の実現に関して、十分な準備期間を設定
- (2)教員の労働が過剰とならないための配慮
- (3)学生に対する「教育」の完全な保証

### 3. 経済的「弱者」としての学生に対する配慮

(1)非常事態宣言にともない経済的苦境に立つ学生に対する配慮

(2)授業料納入期限などの面での配慮

### 4. 大学全体による組織的対応

過去に例のないような事態において、教職員及び学生といった大学を構成するものすべてが協力して取り組むべきことはいうまでもない。もっとも、個人の善意に基づく努力には限界もあるので、大学執行部としては、いずれにせよ組織的な対応の努力を怠らないこと

以上

2020年12月2日

教職員各位

アドミッションセンター長 藤澤哲哉

#### 大学入学共通テストの実施にあたって

新型コロナウイルス感染防止のために様々な制約の下で、教育、研究、運営の業務に当たられていることに謝意を表します。未だ新型コロナウイルスの収束の見通しは立たず、残念ながら全国的に感染拡大の傾向が続いております。本学関係者の感染事例も何報告されておりますが、11月末時点で教職員の感染報告はありません。日頃の配慮に御礼申し上げます。

今年度も入試業務の一環として共通テストの実施を教職員の皆様にお願いたします。

特に受験者密度の高い高校会場での監督業務に対してご懸念を抱かれている方もいらっしゃるかと存じます。大学入試センターより発出された「令和3年度大学入学共通テストに係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」等に従って、適切に感染防止策を講じてまいります。

既に、県下の共通テスト実施大学の協力により、高校会場における一教室当たりの受験者数を削減いたしました。また、ご案内のように、基礎疾患をお持ちの教員につきましては、大学キャンパスでの監督業務にあたっていただくことといたしました。

受験者の多い埼玉県では高校会場を利用せざるをえないこと、また、本学では多くの院生、学部生を動員してようやく人員を確保している状況にあることを何卒ご理解下さい。全国一律の実施が求められているという制約がございしますが、実行可能な感染防止策については引き続き検討を進めてまいりますので、共通テストの円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

## 「任期付き教員の処遇」に関する申入書

2020年7月6日

埼玉大学教職員組合 山本 良

- (1)ひと口に「任期付き教員」といっても、その職務の内容や果たしている役割は非常に多様で、ひとまとめにすることは必ずしも容易ではない。
- (2)しかし、常勤教員と同様に多くの学部教育のみならず大学院の教育を担っている任期付き教員の場合は、特定の期間に限定されたプロジェクトや繁忙期であるために任期付きで雇用された者とは立場が自ずと異なり、職務の継続性があることは明白である。
- (3)また、任期付き教員でも、入試やカリキュラム編成などの重要な大学の運営に常に携わっている者が存在する。さらに、市民講座への出講やダイバーシティ推進室員の担当、外部資金の獲得など、大学の評価の向上にも大きく貢献している者も存在する。こうした教員を任期切れとともに解雇することは、大学全体にとって大きな損失である。
- (4)職務の継続性、重大性を考慮すると、任期付き雇用であっても雇用の継続に対する期待権が生じる。こうした点は、若干の判例でも認められている。また、大学に対する貢献度を忘れるべきではない。大学全体の地力を高めることができるかどうかという観点から、この問題を判断すべきである。
- (5)東大（総合文化研究科）や岡山大では、任期付き教員に関して任期の更新制限の撤廃や無期化が認められた例がある。前者の場合、①大学として職務の継続の必要性があり、②本人が希望し、③一定の要件（業績など）を満たす場合、制限なく更新が認められるようになっている（資料参照）。

(6)任期付き教員は、着任の際に誓約書を提出し、任期とその更新について了承をしているが、この点を過度に重視するのは問題である。なぜならば、雇用者と被雇用者の立場が非対称的である以上、被雇用者には異議を申し立てる機会が事実上閉ざされているからである。

(7)以上の諸点に鑑みて、教職員組合としては〇〇に所属する任期付き教員について、以下を求める。

(a) 任期の撤廃による無期化

(b) 仮に(a)が直ちには困難な場合、更新回数の制限の撤廃

(c) (b)も直ちには実現が難しい場合、とりあえず現行の任期の終了時に希望者に再度更新の機会を付与する

以上

# UNION PRESS

埼玉大学  
教職員組合

No. 1 (2020年4月13日)

Union Press 新執行部第1号は、新執行委員を紹介いたします。昨年度の執行委員会のご努力と成果を継承し、埼玉大学をより良い職場にしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 新執行委員からのあいさつ

### 山本良 (執行委員長・教養学部)

今年度、「新たに」委員長の職をお引き受けいたしました教養学部の山本良です。どうぞ宜しくお願いいたします。「新たに」と書きましたが、実は今回で3度目です！ ご存じのように、4月からは坂井先生が正式に学長に就任されますが、どうやらボクはこういう「変革期」には必ず委員長職を引き受ける量の下に生まれたいみたいです。皆さまのご支援・ご協力をチカラとして、「昔の名前で出ています」とはならないようにしたいと思えます。清新でエネルギッシュに（ちょっと年を取り過ぎているかも！）組合活動に取り組み、人事課とも礼節ある形で協働していきたいと思えます。どうぞ宜しくお願いいたします。

### 荒木祐二 (書記長・教育学部)

教育学部生活創造専修ものづくりと情報・技術分野に所属しています。専門は、フィールド調査を基本にした植物生態学や環境マネジメントです。野生植物の観察が趣味ですが、最近は園芸品種にも目がいくようになりました。屋内でじっとしていることが苦手なので、書記長として課された任務をこなせるか不安です。それでも、働きたいと思える職場環境を整備し、次世代に引き継げるよう、教職員組合の一員として夙々と業務にあたりたいと思えます。任期中は山本委員長の背中をみて学ばせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

### 加藤有希子 (副委員長・基盤教育研究センター)

今年度、副委員長をつとめます加藤有希子です。基盤教育研究センターで芸術学・芸術史を教えており、教養教育の改革などに取り組んでいます。2012年に埼玉大学に入職し、すぐに組合に入りましたが、ついに副委員長です！ 私も出世しました！（笑）私が研究する19世紀フランスの新印象派の画家ポール・シニャックは、1895年に『調和の時』という絵を描いています。時のアナーキストのジャン・グラヴに贈られたものです。その絵は一般的に「極楽絵巻」と呼ばれていますが、描かれているのは、人々が水辺で思い思いに遊ぶ穏やかな姿です。埼玉大学の組合も、労働者の権利を主張しますが、そのゴールは、この絵のような穏やかな社会なのではないでしょうか。今は大学内外がコロナで荒れ狂う日々ですが、この絵のような素晴らしい大学・社会をつくれるよう、私も頑張ります。

### 長田健 (副委員長・経済学部)

副委員長を拝命することになりました経済学部の長田健（おさだたけし）です。2015年に入職後、レターボックスに入っているUNION PRESS等で労働組合の存在は知っていたのですが、その役割や意義、（自分自身にとっての）メリットがよく分かっておらず加入せずしていました。そんな折、数年前に同僚の高橋先生からお声がけ頂いたことをキッカケに、「そういえば労働組合って何しているんだろう」「過半数代表と何が違うんだ」「一応、経済学者（専門は金融論）だし、労働組合のことを知るのにはいい機会だな」という程度の好奇心で何となく

加入しました（組合費も安いですし、勉強の価値くらいのノリ）。そんな私がまさかの執行委員、まさかの副委員長拝命ですので、右も左も分からないまま日々勉強です。とはいえ、経済学者の究極の目的は人々をHappyにする仕組みを考えることだと考えています。労働組合で多くのことを学ばせて頂き、埼玉大学の教職員の方々のHappyに微力ながら貢献できれば幸いです。Happy実現に必要なのは組合の交渉力（1人でも多くのご加入）です。ご興味のある方は、私のように興味半分でも構いませんのでご加入してみてもどうでしょうか。楽しいですよ。まずは組合事務局（書記）の素敵な寺田さんに会いに行ってみてください（寺田さんは事務局常駐）。

#### **西澤由輔（教育学部）**

今年度執行委員を担当します教育学部自然科学講座算数・数学分野の西澤由輔です。教育学部では解析学の授業を中心に担当しております。2018年に埼玉大学に着任する前は専攻に勤務しており、クラス担任や部活動顧問といった半分、高校の先生のような感じてました。前任校では部活動に関連する業務を始めとし、様々な事について疑問を感じる事が多々ありましたが、組合員ではありませんでした。埼玉大学に着任し「組合ってこんな活動をしているんだ～」と何気なく見たユニオンプレスや全大教新聞を眺めながら感じ、組合の重要性を感じました。そして「数は力！」自分をきめ、埼玉大学で働く人の力になれるのなら！と思い組合員になりました。そんなことが数か月前の出来事です。こんな組合員初心者で分からないことだらけですが、勉強させてもらえる良い機会だと思い、執行委員として少しでも組合の活動に貢献できるように頑張りたいと感じております。一年間どうぞよろしくお願いいたします。

#### **長畑志保子（非常勤職員）**

教育学部支援室に勤務しております長畑志保子と申します。2014年度に入職してから、埼玉大学での働きやすさを実感しています。これもひとえに代々の教職員組合、選半数代表者の先輩方のお力によるものと思います。また大学側の歩み寄りにも感謝し、皆さまの働く環境の維持、向上のため一職員として勉強させていただきます。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

#### **寺田礼子（事務：書記）**

組合事務でお手伝いをさせていただいています寺田です。御存じですか？今までの埼玉大学学長を始め副学長、学部長には組合員の方が多くいることを。それは人のために動いてくれる人達が集まっているからだと思えます。最近の実績は非常勤への期末手当、新たな有休、地域手当upによる給料up、非常勤の無期雇用化、退職手当削減の代償措置等があります。今回の予期せぬコロナ騒動、これからどうなるか分からない時こそ組合に入りませんか。又、教職員、非常勤の方でも入れる教職員共済の窓口もありますのでお待ちしております。

### **大学執行部に申し入れを行いました！**

さる4月13日（月）に、人事課を通じて大学執行部に対して「緊急アピール」を行いました。内容は、すでに皆様ご存じのこととおもいますが、コロナウィルスに対する大学執行部の懸命な取組みを評価するとともに、職員のテレワーク、時差出勤などの迅速な実施、十分な準備期間を設けたうえでの教員による遠隔授業の実施、そして学生の経済的な苦境に対する配慮の一層の要請です。新執行部も大変だと思いますが、引き続き注視してまいりたいと思います。

**埼玉大学教職員組合**

〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 265

E-mail : saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL : <http://kumiai.client.jp>

TEL/FAX : 048-863-5609 内線 : 3160

組合事務局は第2生協1F 開室時間：月火水木 12時~17時



### 新型コロナウイルスの感染拡大と組合

あらためて申し上げるまでもないですが、昨年度末から「あれよあれよ」という間にコロナ対策を迫られてまいりました。テレワークや遠隔授業など、不慣れな点や様々な困難はまだまだありますが、埼玉大学の教職員の方々は、何とかその困難を乗り切ろうとしているように見受けられます。人間はすぐに「順応」してしまう生き物なのです。

しかし、忘れてはならないことがあります。それは、「国民全体の協力」とか「専分の負担」などという「美辞麗句」に惑わされて、不利益を甘受させられてしまうことです。組合としては、やはり雇用や暮らしを守ることが第一の責務です。皆様の中に、また皆様の周辺にいわれのない不利益に苦しむような状況がありましたら、ぜひご一報ください。コロナを退治する『おまじない』や、マスクを作る『秘密工場』を持ってはいませんが、そんなときこそ組合は皆さんと力を合わせて立ち向かいます。

### 全大教緊急全国情報交流 Web 集会の報告

全大教のオンライン意見交換会が5/10(日)に開催されました。その内容を簡単に報告させていただきます。今回は、緊急事態宣言下で「今、組合は何をするべきか」について情報交換が行われました。Web会議システムの一つであるCisco Webexを利用し、参加者は30人程度でした。

チャット機能を使った受付に始まり、発言時以外はミュートにすることを確認したり、挙手やチャット機能の練習をささげながら集会が開始されました。まずは専任委員長挨拶があり、文科省にコロナ禍における教職員の労働や学生支援に関する要請をしたり、国大協と意見交換したこと等について報告がなされました。その後、東京都立大学、弘前大学、名古屋大学、京都大学、琉球大学等から、以下のような情報提供・意見が出されました。

- ・「緊急事態はあくまでも限定的である」ことを大学側に確認しておくべき。そうしないと、今後も複雑な手続きで決定がなされてしまう。大学の権限で暴走しないよう監視する必要あり。
- ・種別ごと(教育、研究活動、事務、会議、学生の入構、課外活動、出張)に自衛レベルの基準と活動内容を設定している。
- ・非常勤講師の待遇保障(15回分の支払い)、TA・RAの保障(部署ごとに全額または部分的を判断)
- ・在宅での「みなし勤務」であれば、勤務時間の申告は不要であるはず。
- ・学内の医療関係者に特別手当を支給(財源は県の基金)
- ・有志による学生への食糧支援

緊急事態宣言下で各大学が手探りで対策を検討している中、いずれも参考になる情報ばかりでした。とくに「緊急事態の対応を常態化させないよう大学を監視する」意見に賛同が集まったように感じます。手続きの簡素化を歓迎する一方で、重要な決定において議論がスキップされる危険性について認識しておく必要があります。いまは、この緊急事態を乗り切る胆力と柔軟性が求められているように思います。

## 組合イベント：「かんたん夏野菜づくり」のお知らせ



本年6月に「寄せ植え教室」を予定していましたが、新型コロナウイルス感染防止のため延期になりました。その代替イベントとして、「かんたん夏野菜づくり」を企画することになりました。概要は下記のとおりです。皆様のご参加をお待ちしております。

- ・場所：教育学部大久保農場（下記の地図参照）
  - ・時期：入構禁止が解除されてから（7～10月頃）。平日 9～17 時で参加者の都合のよいとき。
  - ・夏野菜：トマト、ミニトマト、キュウリ、ナス、ピーマンのいずれか。
  - ・内容：参加者に苗を割り当て、農場で夏野菜を育てて収穫する。
  - ・活動形態：集団行動を避け、参加者がそれぞれ農場に来て各自で育てる。技能補佐員の浅子さんと教育学部の荒木准教授が個別にサポートする。
  - ・参加費：無料（学生支援の任意カンパを募り、埼玉大学基金に寄付します）
  - ・対象・定員数：大学全教職員（非常勤・パート含む）先着 30 名（人数が集まり次第締め切ります）
- ◎申込み・問合せ：埼玉大学教職員組合 <saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp> までメールでご連絡ください。後日参加希望者に詳しい資料を配布します。

組合HPで、野菜の様子を動画でご紹介予定ですので  
ご覧ください。 <http://kumiai.client.jp/>

### 【例】ミニトマトの育て方

- ・「わき芽」をこまめに摘む
- ・有機肥料のどんぶり追肥
- ・葉のつき方で生育診断
- ・水やりを控えると結構甘い実ができる

西門を出て道を渡り、学生駐車場の奥まで歩き、突き当たりを右に曲がると、農場があります。国際交流会館の裏です。車の場合は事前に正門守衛所で駐車券を頂いて学生駐車場に入ってください。



大久保農場



埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255  
E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: <http://kumiai.client.jp>  
TEL/FAX: 048-863-5609 内線: 3160  
組合事務室は第2生協1F 開室時間: 月火水木 12時~17時



### **夏野菜イベントカンパ金を含む 10万円を埼玉大学修学サポート基金に寄付**

教職員組合は、新型コロナウイルスの感染の広がりにより、様々に影響を被って困難している学生を支援するための「埼玉大学修学サポート基金」に10万円を寄付いたしました(7月7日付)。

「エッ、組合が? なんでもた?」と思われる方もいるかもしれませんが、たしかに、組合の存在理由は、何よりも組合員の「雇用と暮らし」を守ることにあります。けれども、雇用や暮らしを守ることは、働きやすく、知的で活気に満ちた職場を維持・発展することであり、要するに「大学をより良くすること」に他なりません。そして、学生は大学を構成する不可欠のメンバーなのです。困っているときは、組合も学生を助ける活動に参加するのは「至極当然」と考えたわけです。

もっとも、具体的にどのくらいの金額を寄付すべきかに関しては、執行委員会でかなり真剣に議論致しました。ちょっと前までの「はやり言葉」を用いれば「どのくらいが組合の『身の丈に合っているか』」という問題です(笑)。この点について御報告申し上げるべきことは、今年は「コロナ禍」により、3月に予定されていた組合主催の「退職者送別会」が中止となり、本来執行を予定していた予算が浮いたという事情があります。この金額にカンパを加え、数字を整えた結果、上記金額となったというわけです。

組合による寄付は、もちろん今年1月の大会で承認された予算の範囲内ではありますが、予定されていなかったことです。「ちょっとねえ、カッコつけすぎぃ〜!」とか「余計なことしやがって、やりすぎだ!」「現代版『ねずみ小僧』ロキチ」みたいに『無敵』のつもりか!」などのご意見をもちのりの方も当然いらっしゃると思います。組合としては、この決定が正しいと真摯に考えておりますが、「異論、反論 objection」は大歓迎です。ご意見・ご批判をお持ちの方は、どうぞ忌憚なく組合までお寄せください。



### **かんたん夏野菜づくりイベントの現状報告**

教育学部大久保農場で行われている「かんたん夏野菜づくり」は、順調に参加者が増えました。定員にまだ余裕がありますので、興味のある方はお気軽にご連絡ください。学生支援のカンパも引き続き受け付けます。

いまはキュウリの収穫が最盛期を迎え、毎日20本ほど採れています。恵みの雨が毎日降るお陰で、水やりの手間がかからず助かっています。ナスとピーマンも収穫が始まり、トマトはようやく赤く色づいてきました。キュウリは7月下旬で終わりますが、トマト、ナス、ピーマンはこれからが本番です。農場ののどかな雰囲気を楽しみながら、美味しい夏野菜を収穫してください。坂井学長もイベントを楽しんでおられます。



坂井学長がイベントに参加されました(7月7日)

## 初めてのパート教職員期末手当支給について

本年度よりパート教職員に対する期末手当が支給されることになり、先月いわゆる夏のボーナスが出ました。これは本年4月より施行された「働き方改革関連法案」により、「同一労働同一賃金」が原則化されたことに基づくものです。これを受け、本学では昨年度労使間交渉で各種手当について話し合われ、本年度より扶養手当、住居手当と期末手当が新設・改訂され、19種の非常勤教職員を対象に新たに支払われることになりました。その一つ一つが本学の教育・研究を支える大切な業務を担っているにもかかわらず、今まで賃金の条件に差がありました。それが解消されたことはまずは素直にうれしいことで、評価されることだと思います。

一方で、パート教職員の非正規雇用による不安定な雇用環境・条件自体の問題点が解消されたわけではないことには注意が必要です。また、人件費の支出の増加で財政面での不安が指摘されることもあり、これが賃金の抑制等に繋がるなどはあってはならないことです。ボーナスの支給を歓迎しつつ、引き続き、全ての人が十分な処遇を受けられる雇用環境のために何をすべきかを、組合でも考えていきたいと思っています。



## 新型コロナウイルス感染症対策のZOOM授業。現場からのつぶやき

新型コロナウイルス感染症対策のZOOMでの授業が始まり、早いもので、前期もあと残すところ数回の授業となりました。「はたしてZoomを使って、どんな授業ができるのか？skypeとは違うのかな・・・他の先生方の授業はどんな様子なのだろうか？」等と悩んだり、思ったのは、きっと自分だけではないはず！と思い、今回は私の失敗談を色つぶやいてみようと思います。

### 1. 自宅での収録が深夜か早朝

授業は、オンデマンド配信とし、授業映像、演習課題、板書案の3点セットを各回webclassに提示しています。しかし、我が家には小さい子どもが家にいて、近所は工事中、なんと収録が深夜か早朝でないと、自宅ではできない状態です。最近幼稚園も再開し、雨の日なら屋間でも収録できるようになりましたが・・・。

### 2. ネット回線が切れて、録画やり直し

オンデマンド配信用のデータをZoomの録画機能を使って作っています。しかし、ネット回線が不安定なため、録画の途中でネット回線が切れて、録画が途中で終わってしまうことがあります。収録を分ければいいのですが・・・。そんなときは取り直しています。

### 3. ミュートでビデオ機能オフのまま、画面に向かって話している

とある会議で説明する時があったのですが、緊張のあまり、ミュートでビデオ機能オフのまま、画面に向かって話していました。(傍から見ると、なんと聞抜けな！！)画面に映る先生方の様子が不自然で、「先生いますか？」といわれて「えっ！」となって気が付きました。そのあとは焦ってしまい、ちゃんと説明できませんでした。皆様は、そんなことはありませんか？

埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255

E-mail : saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL : <http://kumiai.client.jp>

TEL/FAX : 048-853-5609 内線 : 3160

組合事務室は第2生協1F 開室時間 : 月火水木 12時~17時



# 埼玉大学ユニオンプレス「つぶやき」大募集！

\*必須

未曾有のコロナ禍の中、職場や働き方について感じたことを“つぶやいて”みませんか？“不平不満”はもちろんOK。逆に“良かったこと”や“新たな気づき”もつぶやいてみてください。何度つぶやいて頂いても構いません。

※ご回答頂いた「つぶやき」は『ユニオンプレス』に掲載させていただきます（多数の場合は一部のみ）。

※『ユニオンプレス』に掲載してほしくない等のご要望がございましたら、アンケート最後の「その他コメント」にその旨ご記入ください。

※本アンケートは、ご回答頂いても送信者の個人情報（メールアドレス）などは一切特定されません。

1. 御所属・名前（任意：匿名をご希望の方は回答頂かなくても大丈夫です）

---

2. ユニオンプレスに掲載される名前（必須：イニシャル、ニックネーム、ペンネーム、本名など何でもOK）\*

---

3. つぶやき（必須：短文でも長文でもOK。長文の場合は最大300字程度でお願い致します。）\*

---

---

---

4. その他コメント（任意）

---

---

---

---

---

## 埼玉大学ユニオンプレス「つばやき」大募集に「つばやいて」いただき ありがとうございます！皆様からいただいた「つばやき」をご紹介します！！

このようなコロナ禍の中でも働けて本当に感謝しています。(imu)

初めてのボーナスがとても嬉しかったです！コロナ禍で世の中が厳しい時期に、減給なく働ける事に感謝しています。(果汁2%)

普段でも仕事が多くてこまっているのに、学生が担当していた講材管理から、挿除までさせるなんて、どうすればいいの？どっかり椅子に座っている人に手伝ってもらいたい。(事務代理)

学生が来ないと、例年学生が管理していた分も一人でやらなければならないのが大変。手が足りない。ほぼ出勤している。(技術関係)

会議がZoomでできるようになったのは、当初、楽だと思いましたが、最近、対面の時よりも会議の数が増えている気がする。先日は日程が重なった二つの会議に同時に接続して参加しました。テレワーク、むしろ怖い。。。(てっちゃん)

上司は分室や部下、非常勤の状況を把握していないのではないのでしょうか？仕事に追われ倒れそうな人と、眠すぎて無気力になる人の差があまりすぎです。親な部署は、大変な所へ助っ人として派遣して下さい。(非常勤S)

学生が来ないと仕事がなく、いつも一人で辛い。(理：事務)

ウェブ授業ばかりだったのですが、最近久しぶりに対面授業をしたら学生の姿勢がちがっていました。体が前のめりで視線を外さず、目をきらきらさせ仲間と学べる事を喜んでいました。こちらもやり甲斐を感じました。(教員A)

基本在宅ワークなので、人との繋がりが全然もてないです。学内の人が何を思っているのか、今どうなっているのかとか知りたいです。SNSで見る他所の大学の人の意見の方が聞こえてくるのってどうなんかなあと思ってます。(S)

オンライン授業の準備に加えて、対面授業も息を遣うために全面的なリニューアルを余儀なくされ、授業準備に追われる毎日です。こんなに授業準備ばかりしているのは兼任した年以來かも。(替は若かった)

子育て家庭にはオンライン講義は有難い面もある。夜間の講義が終わったら、終了直後にパソコンのスイッチを切って、そのまま子供の寝かしつけと一緒に就寝。講義中は上はシャツとジャケットだけど、下は寝間着。講義の前には子供のお風呂入れもできる。夜間の講義は今後もオンラインとオンキャンパスの選択制にしても良いのかもしれない。(主夫・大学教員)



学生の声は先生達や大学に届いていない。学生は対面授業に前えている。特に、留学生はZOOMの映像からは日本人のニュアンスが分からないし、友達も聞く人も出来ないで本当に困っている。(学生と働く部署の事務)

コロナで休みたくても仕事内容により事務系は休む事ができず、当初はフェンスも手作り段ボールで対応し部内がギスギスして本当に怖かった。毎日コロナにならないかビクビクだった。その点、在宅出来る人が羨ましい。(本部X)

初体験のオンライン授業。いまだにハラハラドキドキはありますが、やってみればできるものですね。(自分の)成長を感じたこの数か月でした。(RS)

学生から『先生の授業は課題を含めるとトータル3時間を超えることがある。他の課題もあるので、1回の授業の内容を少なくすることはできないか』と言われてしまいました。この特異な状況下で講義を受けている学生のことをもっと考えて授業をせねば！と反省した出来事でした。次回の講義から早速、気を付けたいと思います。(仕事に追われるな！仕事を追え！)

学生から、未だに就職が決まらず、例年より落ち込み、ノイローゼになりそうな不安定な学生が多くいると聞きます。皆、対面で集まって話せる場所が欲しいと言っています。なんとか明るくなれる対策を考え早めに行きをお願いします。(総務課)

### 他にも皆様からごんがコメントをいただきました！！

早く学生と先生が大学に来て、活気ある大学に戻って欲しい

早く対面授業が始まり、友達を作って、大学に通いたい。

就職代を出して欲しい。年齢より仕事量で、週の就業時間を決めて欲しい。

各事務室や、教職の消費増減はどうしていますか？知りたいです。

執行部の皆さま、面白い企画をありがとうございます。

この状況で、他部署の方はどうしているのか気になっていたので、このようなアットをさせていただいてありがたい。

非常勤から聞いた話だが、正職員が在宅勤務して、非常勤が出勤してるとって変じゃないか？と。

面白い企画ありがとうございます。人と人を繋ぐ役割ができるのは組合のよいところですよ。大変だと思いますが、頑張ってください！

真誠な企画ありがとうございます。

「つひやき」大感謝！組合員以外の方も大歓迎！米替用のコロナ禍の中、職場や働き方について感じたことを「つひやいて」みませんか？“不平等”はもちろんOK。逆に“良かったこと”や“新たな気づき”も大歓迎。下記URLもしくは各QRコードでつひやけます(個人情報は特定されません)。  
「つひやき」URL：<https://forms.gle/jlpdxYZNwaSfxy37>



埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下久保 265  
E-mail: saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL: <http://kumiai.oiout.jp>  
TEL/FAX: 048-869-6809 内線: 3160  
組合事務室は第2生協1F 開室時間: 月火水木 12時~17時



12月ボーナス・人権対策

入試コロナ対策

## 労使懇談会報告！！

No. 6 続 (2020年12月)

11月13日(金)に開催した労使懇談会について報告します。

## 1. 大学入学共通テストの監督業務について

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中で、授業・試験する試験会場での監督業務にあたり、以下の5点に関するやりとりがなされました。

1-1 やむを得ない理由またはどうしても監督業務を希望しない教職員に対し、監督業務からはずれることを認め、前年や昇任等に関して不利益が課せられないことを進めたい。

(大学側執行部の回答) 懸念される高校会場では一教室につき受験生を8人減らす予定、県内の他大学との協働を経て可解にした。これは埼玉県独自の取り組み、基礎的疾患を抱える人は監督業務をはずれることができるよう配慮する。ただし、共通テストは大学の行うべき仕事であるため、この条件に賛同しない人は業務に専念してほしい。総体制ないと入試業務をこなす人数が足りない。大学院生のアルバイトも増員したが余裕はない。一この回答に対しては労働側から、家族に基礎疾患を抱えているケースもあり、不安を覚える教職員が少なくないため、どういった体制で実施するのか明確に説明するよう要請しました。

1-2 会場入り口での受験生および監督者の体温測定を推進してほしい。

(大学側執行部) 大学入試センターから、「会場で受験生の検温をするな」(不必要に不安を醸成しないため)と指示が出ている。教職員は各自で、試験数日前から測定しておいてほしい。

1-3 体調不良の受験生や監督者が出たときの対応マニュアルを準備してほしい。

(大学側執行部) 大学入試センターのマニュアルに照らし合わせ、こちらからもセンターには要請を伝えている。

1-4 監督業務に携わる者は、要するに危険業務に専念することになるので手当てを増額すべき。

(大学側執行部) 危険業務にする必要なし。危険業務の定義が難しく、危険とみなす業務をさせるのか、と問われてしまう。そのため増額は考えていない。

1-5 会場内の状況下での試験につき、組合・選挙区代表は入試場などと協議して最善の策を検討する用意あり。

(大学側執行部) 良策があれば可能な範囲で実施してほしい。

## 2. 人事院勧告への対応について

人事院勧告(10月)で公務員のボーナス引き下げが勧告されたが、本学ではどう対応するのか?

(大学側執行部) 人事院勧告を受けた法律改正が遅れており、12月のボーナス支給時期に間に合わないため、本年度は引き下げない。来年度6月から引き下げを実施したい。

一労働側から、本年度引き下げないという決断を高く評価したいが、真実の状況で職員の業務負担が増えているため、来年度も引き下げずにすむよう努力していただきたい旨を要求しました。また、仮に引き下げざるをえない場合は代償措置を検討することをお願いしました。

## 3. 非常勤職員の期末手当について

本年度から支給されており、来年度以降も支給されることが確認されました。

## これで感染対策万全とは、笑止千万！！

### <驚愕の情報！ センター試験会場入り口では検温は実施しない！>

11月18日に開催された労働者組合の席上では、教育振興の理事から来年1月のセンター試験（正式には「大学入学共通テスト」）に関して驚くべき情報がもたらされた。それは、試験会場入り口での検温は行わないのが大学入試センター（以下「センター」）の方針だという（「新型コロナウイルス感染症対策分科会」（第11回）令和2年10月16日 資料4も参照）。思わず唖然とした。街中に出れば、病院はいうまでもなく大規模小売店舗やちょっとした飲食店でも非接触型の検温器が設けられているのが珍しくないのに、である。センターの説明によると、検温は受験生に無用の不安や動揺を与えかねない。また、衣服や髪型などにより体温が高くなることもあるからだという。しかし、「白衣高血圧症」を引き合いに出すまでもなく、検査とは元々そういうものなのではないか。

### <センターの類った前提！>

こうしたセンターの立場の背景には、大学の試験会場では受験生間の距離をとることが可能で感染は発生しにくいという政府の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」の判断（日経 2020年10月18日付朝刊）があるようでもある。しかし、本当にそうだろうか？ センターの決定は間違った前提に基づいているといわざるを得ない。すなわち、大学入学共通テストを行う大学のすべてが、広々とした教室を用意できるわけではない。広い教室だけでなく、狭い教室も使用せざるを得ないのが実情である。また、大学会場だけでは十分なスペースが確保できないために近隣の高校の教室を使用せざるを得ない場合は、距離はさらに狭小である。埼玉県の場合、高校の一教室の定員を通常であれば40名のところ85名に拡大して三密状況を回避しようとしているが、「揚げ石に水」である。「神の恵み」により、調の音が空席と指定されない限り、受験生同士の距離1メートルを確保することはできない。また、試験中、机間検視を行えば、やはり人と人との距離は確保出来ない。スーパーのレジに並ぶときに保つように推奨されている距離すら確保されないのである。政府分科会やセンターの判断は、こうした実情を知らないか、意識的に無視したとしか思えない。「不都合な真実」に対して「見えませんように！ 見えませんように！」と念仏をととなえながらお灯明をあげてやがるのとまったく同じである！

### <念には念を入れた万全の対策こそ必要！>

新型コロナウイルスの感染は再び警戒をより返し、感染者数は連日新記録が報道されるような状況である。また、今後数カ月もこうした状況に大きな変化はないのではないかと。ならば、万全の態勢をとって感染予防に努めるべきであるのに、センターの方針はまるで逆である。新型コロナウイルスを懸念しているか、受験生や監督者の中からある程度感染者が出て構わないと考えているのだろうか。あるいは、学年層は意識化しにくいと高をくくっているのだろうか。しかし、多くの人々や社会、とりわけ次の時代をになう若者を危険にさらして何のための入試か！

### <結果残まりないセンターのやり方？>

大学入学共通テストに関するセンターのこうした方針は、HPで公表されている。しかし、広く一般に浸透されているとは感じられない。試験監督業務を行う大学教職員に対してすら、いまだ正式には通知されていないのである。センターは、自身の方針が広く世間知られて批判を浴びることを恐れており、そうした批判が起きないうちに何が何でも、批判の多い大学入学共通テストを強行しようと考えていると推測したらうがらざるうか？

（文責：執行委員長 山本 良）

埼玉大学教職員組合 〒358-0826 さいたま市桜区下大久保 255

E-mail: saikyoo@gr.saitama-u.ac.jp URL: http://wkumia.client.jp

TEL/FAX: 048-853-5609 内線: 8160

組合事務所は第2生協1F 開館時間: 月火水木 11時~16時



No. 5 続 (2020年12月)

### 埼玉大学ユニオンプレス「つぶやき」大募集に「つぶやいて」いただき ありがとうございます！皆様からいただいた「第2弾」をご紹介します！！



非常勤職員です。～11/27実施の在宅勤務の試行を希望しましたが、上司の姿勢は後ろ向きです。今後コロナ感染者増加で非常事態宣言が出た際にも対応出来るように試行を提案したのですが、「その時に対応すればいい」と。在宅勤務を非常勤職員に認めない方針であれば、例えば、減給で自宅持機などの策を講じてほしいです。

感染しないように夜12時前には寝るようになりました。早朝に目覚めても、布団の中でスマホをいじるていたらしく。いまはそれでよしとすべきでしょうか。

非常勤職員の期末手当について「今年度から支給されているが、来年度以降も支給されることが確認された。」との一報に大変喜んでおります。

Web授業だと、先生方の言葉が聞きとりづらいです。はっきり発音して講義をしていただけるとを願います。(学生Bの声)

通学に時間がかかるのでオンライン授業は便利です。ですが、友だちと情報交換できず、レポートも一人でやらなければならないので大変です。1年生は要領がつかめずもっと大変だと思います。(学生Aの声)

コロナ禍で出張がなくなり、移動中に雑務をこなしたり、出張先でもの思いにふけったりできなくなりました。でも、家にいる時間が増えてワンコは喜んでます。

『理科』に「化学」「物理」「生物」「地学」があるように『技術』といってもいろいろ。得意な専門分野は狭いのに、ひとくりに『技術』ってなってるからって、全員が何でも全部できるって訳じゃないのよ。

一人で辛いという吐きがあり、私だけじゃないんだ...とホッとしました。先生や学生が来ないと仕事も発生せず...忙しい部署へ助っ人として行きたいのですが、それも難しいとなるとどうしたら良いのか...悩んでいます。

安くなったとはいえ、マスクが必需品になった分をどこから支出？

「つぶやき」大募集！組合員以外の方も大歓迎！来年度のコロナ禍の中、職場や働き方について感じたことを「つぶやいて」みませんか？「不平不満」はもちろんOK。逆に「良かったこと」や「新たな気づき」も大歓迎。下記URLもしくは右QRコードでつぶやけます（個人情報特定されません）。

「つぶやき」URL：<https://forms.gle/jbpdxYZNwrxSfry37>



**労使懇談会報告**

2月10日(水)に開催した労使懇談会について報告します。

**ボーナスの引下げ(△0.05月分)**

新型コロナウイルス感染拡大の備りを受け、国家公務員の給与規則が改正されました(令和2年11月30日公布)。これに準拠する形で、本学でも期末手当が2.60月分から2.55月分に引き下げられることになりました(右表)。これに関して以下の交渉を行い、減額割合を引き下げよう要求しました。

(埼玉大学における一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月	1.30月
	勤続手当	0.05月	0.05月
令和3年度	期末手当	1.275月	1.275月
	以降 勤続手当	0.05月	0.05月

1) 国家公務員に準拠して減額する理由は?そもそも国立大学法人に適用されるのか?

(大学執行部の回答) 大学教職員の給与水準は国家公務員に準拠して定めると国立大学法人法に明文化されている。埼玉大学の基本法に規定があるわけではないが、国立大学法人法の趣旨が給与規則に反映される形になっている。

2) 大学内で教職員の人員減が進んでいる。利益剰余金(数億円)を給与に充てられないか?

(大学執行部) 剰余金の使途については国の承認が必要になる。コロナ対応や安全対策のための機器購入といった基盤整備に充てることは国に認められている。目的がはっきりしていないと国に許可されない。人件費にすぐに適応するよりも、大学全体の質の向上に充てることになる。学生のためにどれだけ予算を充てられるか考えている。全教職員一律に給与水準を設定するのは難しい。能力ある若手に財源を回すことは可能だが、本件とは切り離して人事のしくみの中で考えたい。

3) 過去、地域手当が上がるのに時間がかかった。上がるのが遅いのに下げるのが早いのは納得いかない。

(大学執行部) 大学の運営に支障がでる場合があるので、地域手当をすぐに上げられなかった。シミュレーションをしてすぐに対応できなかったことを理解いただきたい。

4) 0.05月という数字の根拠は?0.02月などに減額割合を引き下げられないか?

(大学執行部) コロナ禍の状況に鑑み、一昨年の冬の期末と昨年夏の期末等をみたらうえて0.05月と定めている。給与水準を公表することになる。共感はあるが、税金を財源とした給与であり、民間の水準低下を勘察して本学が下げないということが社会的に許されると思うか?独自の指導で覆ってもらい、現実的に考えればまだわかる。剰余金があるといっても財政状況に余裕はない。来年度以降も学生に安心して学んでほしいと考えている。この点は理解いただきたい。

→これらの回答に対して労働側から、給与は労働者の意欲に直結することを伝え、教職員を大切にしている姿勢を示してほしい旨を要請しました。期末手当の減額割合の引き下げには検討の余地がある模様です。本学の組合活動は全大教にて他大学からも注目されていることから、今度も粘り強く交渉を続けてまいります。

**組合員の方から届きました  
学生からの「つぶやき」をご紹介します！！**

オンライン授業になり、家で講義を聞くため、水道光熱費が増え、また、コピー用紙、プリンターインク、オーディオ機器などを購入しなければならず、出費が多くなっている。対面授業ではレジュメが無料で配布されていたが、オンライン授業になりその分のコピー代を大学は使用していないのだから、その分の予算を学生に、レジュメコピー代として支給することは可能ではないのか、と考えてしまう。大学も、オンライン講義に対応するために様々な経費を使用したのだろうし、そう簡単に学生に支給する費用は無いのかもしれないが、検討してもらえたらと思う。大学の財政状況を知らないのに、こんなことを言うのは大変申し訳ないが、このように考えてしまう学生は少なからずいるのではないだろうかと思った。

オンライン授業になり、通学時間が減り、その分研究に時間を割けるようになりました。zoomを利用したグループ分けでは、普段関わらない学生同士で話す機会となり、オンライン授業ならではの利点があったと思います。しかし、学園祭やサークル活動など、イベントができなくなってしまったことは非常に残念です。早くこの事態が収束することを願うばかりです。

大学指定の履歴書様式を、ウェブ上で公開してもらいたいです。就活のオンライン化が進み、履歴書をデータで提出する機会があります。コロナ禍で外出を控えている学生や、遠方に住んでいる学生もいると思うので、生協での販売のみだと学生が大変かと思います。ウェブ上で、excelファイルやPDFファイルを公開してもらえたら大変嬉しいです。

● 最後の学生の「つぶやき」については、[埼玉大学生協のホームページの『お店からのお知らせ』](#)をご覧くださいと、2月18日以降は、[埼玉大学履歴書フォーマットをPDFでダウンロード](#)できるようになっております。

最後に2月17日（水）のメールで既にご連絡済みですが、定期大会についての連絡です。

**質疑のご参加をお待ちしております！ 欠席の場合、委任状の提出をお願いいたします。**

◇◆◇◆◇ 埼玉大学教職員組合第78回定期大会のお知らせ◇◆◇◆◇

●日時：2021年5月15日（月）：午後6時～（副委員長打合せ：午後5時30分～6時）

●場所：Zoom会議にて各員

- ・Zoom会議のURLと機密書につきましては、後日メールにて配信させていただきます。
- ・出欠届（委任状含む）のご提出を2/26日（金）までにお願いたします
- ・Zoom定期大会出席者には、お弁当代としてクオカード（1,000円分）をお渡しいたします。

**埼玉大学教職員組合** 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255  
E-mail: [saikyosec@gr.saitama-u.ac.jp](mailto:saikyosec@gr.saitama-u.ac.jp) URL: <http://kumini.client.jp>  
TEL/FAX: 048-665-6600 内線: 3160  
組合事務室は第2生協1F 開室時間: 月火水木 12時~17時



## 資料2

国立大学法人埼玉大学大久保地区事業場過半数代表者

- ・活動報告

## 大久保キャンパス過半数代表・活動報告

2020年2月～2021年2月

2月

・労使懇談会（2019年度第3回）。若手のベースアップ、勤勉手当の増率（いずれも国家公務員準拠）、非常勤職員の待遇改善（期末手当の導入、休暇の拡充）、ワークライフバランスの改善、等にかかわる規則改正案をめぐって協議が行われた。

2月～3月

・一連の規則改正案について、教職員への意見聴取を経て意見書を作成、提出した。

3月

・労使協定（「36協定」「専門業務型裁量労働制」）の更新。教職員への意見聴取を経て人事課との協議に臨んだ。細かな点での改定があったが、本質的に従前どおりの内容となった。

4～5月

・新年度の過半数代表組織の立ち上げ。実際に集まって協議することが困難な状況であったため、メールでのやり取りを通して過半数代表委員（9名）、過半数代表（3名）を選出した。

9月

・給与規則改正案への対応。新型コロナウイルス感染症関連の特殊勤務を行った者に手当を支給する内容の改正案で、教職員への意見聴取を経て意見書を提出した。

11月

・来年度学年暦案への対応。当局より提示された学年暦案に関し、教職員への意見聴取を行い、意見を人事課に伝えるとともに労使懇談会での協議に生かした。

・労使懇談会（第1回）。大学入学共通テストの監督業務の安全性確保（感染症対策）をめぐって、来年度の学年暦案について、その他（人事院勧告への対応方針など）。

2月

・労使懇談会（第2回）。人勧に対応した給与規則改正案（期末手当の引き下げ）をめぐって、共通テスト監督業務の手当の低さについて。

・提示された給与規則改正案に関して教職員に意見聴取を行った。（2月中旬の時点で意見書はまだ作成していない。）

（文責：高橋克也）

## 意見書

令和2年3月2日

国立大学法人埼玉大学長

山口 宏 衛 殿

令和2年2月12日付けをもって意見を求められた次の就業規則等について、下記のとおり意見を提出します。

- ・国立大学法人埼玉大学教職員給与規則（案）
- ・国立大学法人埼玉大学教職員の初任給、昇給、昇給等の基準（案）
- ・国立大学法人埼玉大学非常勤教職員給与・労働時間等規則（案）
- ・国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則（案）
- ・国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（案）

### 記

「教職員給与規則（案）」および「教職員の初任給、・・・基準（案）」は、国家公務員に準拠した増額改定を中心とするもので、歓迎できる内容である。そのほかの規則改正案は、同一労働・同一賃金の考え方に沿う方向での非常勤職員の待遇向上（パート職員への期末手当の導入、休暇の拡充、等）と、ワークライフバランスのためのいくつかの施策（育児部分休業の取得可能期間の延長、不妊治療のための休暇制度）を内容とするものである。いずれも社会的に求められているあり方に向けた前進として歓迎する。なお、新しい制度、仕組みの導入にあたってはきちんとした周知と、質問への対応体制の整備が行われることが望ましい（特に休暇制度の拡充に関して）。また、制度を利用しやすいものにするための工夫も必要であろう（不妊治療のための休暇制度）。

国立大学法人埼玉大学  
大久保地区過半数代表

高橋 克也 ◎

佐藤 清美 ◎

並木 孝雄 ◎

## 意見書

令和 2年 9月16日

国立大学法人埼玉大学長

板井 貴文 殿

令和2年9月8日付けをもって意見を求められた次の就業規則等について、下記のとおり意見を提出します。

- ・国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（案）

### 記

新型コロナウイルス感染症関連の特殊勤務を行った者に手当を支給する内容で、特段の異議はない。作業従事者の指名（依頼）が合理性・透明性のある形で行われること、ならびに、作業従事者の負担と危険が出来るだけ抑えられるよう、平素から対応体制の整備と過重労働の抑制がなされていることを望む。

---

---

---

---

---

---

---

国立大学法人埼玉大学  
大久保地区過半数代表

高橋 克也 ㊟

佐藤 清美 ㊟

石田 めぐみ ㊟

資料 3

埼玉大学教職員組合規約

埼玉大学教職員組合慶弔規約

# 埼玉大学教職員組合規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本組合は、埼玉大学教職員組合（以下「組合」という）と称する。

(事務所)

第2条 組合は、事務所を埼玉県さいたま市桜区下大久保255 国立大学法人埼玉大学内に置く。

## 第2章 目的及び業務

(目的)

第3条 組合は、団結と相互扶助・友愛の精神により、組合員の労働条件を維持改善し経済的社会的地位の向上と研究生活の確立及び教育の民主化を図り、もって、学問の自由及び大学の自治の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 組合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組合員の労働条件の維持・改善に関すること。
- (2) 組合員の福祉・厚生を増進及び文化的地位の向上に関すること。
- (3) 労働協約の締結、改廃に関すること。
- (4) 教育及び研究の活性化及び民主化に関すること。
- (5) 他の民主的団体と協力すること。
- (6) その他前条の目的の達成に必要なこと。

(分会)

第5条 分会を各部局等及び各附属学校園におくことができる。

2 組合員は、その所属する部局等又は附属学校園を管轄する分会がおかれている場合には、当該分会に所属するものとする。

3 分会は、この規約に抵触しない範囲内で分会の活動に必要な規約を定めるものとし、それに基づき、組合の統制を乱さない範囲内で自主的に活動することができる。

(職場会)

第6条 各職種並びに分会がおかれていない各部局等及び各附属学校園における組合の活動を活性化し、組合員相互の意思疎通を図るため、それら各職種並びに各部局等及び各附属

学校園に職場会をおくことができる。

2 職場会の組織及び運営に必要な事項は、本規約の細則で定める。

### 第3章 組合員

(組合員)

第7条 組合は、国立大学法人埼玉大学の教職員及び組合が承認した者によって組織する。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 理事、監事の職にある者
- (2) 副学長、学部長、副学部長、教育研究評議員、学内共同利用教育研究施設の長、附属学校長、附属学校副校長、附属幼稚園長、附属幼稚園副園長
- (3) 課長（同等の職位）以上の職位にある者、総務課及び人事課の係長以上の者、各学部等の事務長、事務長補佐、秘書
- (4) その他組合が除外することを適当と認めた者

(権利)

第8条 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われない。

2 組合員は平等に次の権利を有する。

- (1) この規約に基づき、すべての問題に参加し均等の取り扱いを受ける権利
- (2) 組合役員その他の代表に選出され、又は選出する権利
- (3) この規約に基づき、自由に意見を表明し議決に参加する権利
- (4) 組合役員および機関の活動の報告を求め又は批判し、解任を請求する権利
- (5) 懲戒処分について弁明し得る権利

(義務)

第9条 組合員は、次の義務を負う。

- (1) 規約および大会の決議に従い、組織の統制に服する義務
- (2) 組合費および組織で決定したその他の賦課金を納める義務
- (3) 組合の機密をもらさない義務

2 組合員は、次の努力義務を負う。

- (1) 規約に基づく各会議に出席するよう努める義務
- (2) 組合の維持発展に協力するよう努める義務

(加入の手續)

第10条 組合員になろうとする者は、所定の加入申込書に必要事項を記入のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

(資格の喪失)

第11条 組合員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 退職したとき。

- (2) 解雇されたとき。ただし、組合が解雇を正当と認めていない被解雇者については、その資格を失わない。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 脱退が認められたとき。
- (5) 第7条のただし書に該当したとき。
- (6) 継続して2年以上組合費を滞納したとき。

#### (脱退の手続)

第12条 組合員は、組合を脱退するときは所定の脱退届に必要な事項を記入のうえ、執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得るものとする。

2 組合員は、脱退後は組合に対する一切の権利を失い、その既納の金品は一切返却されない。

#### (賛助会員)

第13条 本組合の目的・趣旨に賛同し、定期的に任意に定額の賛助金を納入する者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、第8条第2項各号に規定する権利は有しないが、第9条第1項第1号及び第3号に規定する義務及び同第2項第2号の努力義務を負う。

3 加入の手続、資格の喪失及び脱退の手続については、前3条の規定（第11条第5号を除く）を、また、除名の手続については第41条の規定を準用する。その際、組合員を賛助会員と読み替えるものとする。

\*\*\*\*\*

## 第4章 機 関

### (機関の種類)

第14条 本組合に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 代議員会
- (3) 執行委員会

### 第1節 大 会

#### (大会)

第15条 大会は、組合の最高意志決定機関であり、定期大会及び臨時大会の2種とし、全組合員で構成される。

2 定期大会は、年1回原則として1月に開くものとし、執行委員長がこれを召集する。

3 臨時大会は、次の各の一に該当する場合は、すみやかに開催するものとし、執行委員長がこれを召集する。

- (1) 執行委員会が必要と認めた場合
- (2) 代議員会が必要と認めた場合

(3) 組合員が総数の10分の1以上の賛成の署名を得て、その理由と議題を示して、執行委員長に大会の召集を要求した場合

4 大会の日時、場所、議題等は、開催の日から10日前までに告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(大会の付議事項)

第16条 大会に付議する事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 組合の解散に関する事項
- (2) 組合同約の改廃に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 事業方針に関する事項
- (5) 争議行為の開始およびその終結に関する事項
- (6) 上部組織への加盟又は脱退に関する事項
- (7) 役員を選任及び解任に関する事項
- (8) 執行委員会が必要と認めた事項

(大会の定足数)

第17条 大会は、全組合員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 やむを得ない理由のため大会に出席できない組合員は、他の組合員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した組合員は、前2条の適用については、大会に出席したものとみなす。

(大会の議決)

第18条 大会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した組合員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第16条第2号及び第5号に定める事項については、組合員の直接無記名による投票により、第2号については全組合員の過半数をもって、第5号については有効投票数の過半数をもって決定することを必要とする。

2 大会の議長は、大会に出席した組合員の中から選出する。

## 第2節 代議員会

(代議員会)

第19条 代議員会は大会に次ぐ意志決定機関であり、代議員により構成される。

2 代議員会は、執行委員会の議を経て執行委員長が半年に1回招集するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、執行委員会の議を経て執行委員長が臨時に召集することができる。

- (1) 執行委員会が必要と認めた場合。

(2) 代議員の2分の1以上の署名による要求があった場合。

(代議員会の付議事項)

第20条 代議員会に付議する事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 労働協約の締結・改廃に関する事項
- (2) 本規約に基づく細則の制定変更に関する事項
- (3) 特別執行委員の設置に関する事項
- (4) 役員解任に関する事項
- (5) 執行委員会が必要と認めた事項

(代議員会の定足数)

第21条 代議員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 やむを得ない理由のため代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した組合員は、前2条の適用については、代議員会に出席したものとみなす。

(代議員会の議決)

第22条 代議員会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 代議員会の議長は、代議員の互選により選出する。

### 第3節 執行委員会

(執行委員会)

第23条 執行委員会は、大会及び代議員会において決定された事項および規約に定められた組合業務を執行する。

(構成と召集)

第24条 執行委員会は、正副執行委員長、書記長及び執行委員(第28条第2項の規定に基づき特別執行委員が選出された場合にはその者を含む。)をもって構成し、執行委員長がこれを召集し、定期的に関くことを原則とする。但し、必要ある時は、執行委員長が随時召集することができる。

(定足数と議決)

第25条 執行委員会は、構成員の過半数をもって成立する。

2 執行委員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

3 議長は、書記長が務め、議事録の作成を行う。

(専門部)

第26条 執行委員会のもとに次の専門部をおく。

- (1) 女性部
- (2) 技術職員部
- (3) 非常勤職員部
- (4) その他大会の議決により設置を必要とされたもの

(書記局)

第27条 執行委員会に書記局をおき、書記長が執行委員長の統轄のもとにこれを運営する。

- 2 書記局には、書記をおくことができる。
- 3 書記の任免は、執行委員会の議を経て執行委員長が行う。

## 第5章 役員

(役員)

第28条 組合に次の役員を置く。

執行委員	若干名
うち、執行委員長	1名
副執行委員長	2名
書記長	1名
代議員	若干名
会計監査委員	2名

2前項に上げられる役員のほか、執行委員会の要請に基づき特別執行委員を若干名おくことができる。

(役員を選出)

第29条 役員選挙は、組合員の直接無記名の投票によって行う。

- 2 選挙の実施に関する必要な事項は、本規約の細則で定めるところによる。
- 3 執行委員長、副執行委員長及び書記長は、執行委員の互選とする。

(選挙管理委員会)

第30条 役員選出の公正を期するため、選挙管理委員会をおく。

- 2 代議員会は、執行委員の任期満了15日以前に選挙管理委員若干名を選出し、この選挙管理委員が選挙管理委員会を構成する。
- 3 選挙管理委員会は、本規約の細則で定めるところにより、役員選出に関する職務を行う。

(職務)

第31条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 執行委員長 組合を代表し、組合業務を統轄し、執行の責任を負う。
- (2) 副執行委員長 執行委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 書記長 日常の業務を処理し、文書および記録の整理、保管にあたる。
- (4) 執行委員 組合の業務を分担する。
- (5) 特別執行委員 執行委員を補佐する業務を担当する。
- (6) 代議員 代議員会に出席し第20条に規定する事項を審議する。
- (7) 会計監査委員 執行機関と独立して、本組合の資産及び会計業務を監査し、定期大会に報告する。

#### (任期)

第32条 役員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

2 連続する2期以上にわたり役員を務めることは、本人がそれを希望する場合のみ可とする。

3 役員中に欠員が生じたときは原則として補充選挙を行う。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### (解任)

第33条 役員が任務を怠り又は組織の決定に反する行為をした場合は、大会において出席者の3分の2以上の賛成により解任することができる。

2 前項による解任の決定は、組合員の3分の1以上からの要求があったときに、本人に弁明の機会を保障し、事実の調査を行わせるため、代議員会が3名の委員からなる調査委員会を設置し、その報告に基づいて、大会に発議することにより、なされるものとする。

### 第6章 会計及び会計監査

#### (経費)

第34条 組合の経費は、組合費、寄付金その他の収入による。

#### (組合費)

第35条 組合費の額は、大会での決定による。

2 大会で必要と認められたときは、臨時に組合費を徴収することができる。

#### (会計年度と会計監査)

第36条 組合の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月末日に終わる。

2 会計監査委員は会計監査の結果を大会で報告する。

3 組合は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による会計業務が正確であることの証明書とともに、すべての財産及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の会計状況を示す会計報告を少なくとも毎年1回、組合員に対し公表する。

4 組合は、組合員の請求があれば、いつでも会計帳簿を公開しなければならない。

## 第7章 争議

(同盟罷業権の行使)

第37条 同盟罷業権の行使は、組合員の直接無記名投票の過半数による決定による。

(労働条件改善交渉委員会)

第38条 執行委員会は、代議員会に諮り、必要に応じて労働条件改善交渉委員会をおくことができる。

## 第8章 賞罰

(表彰)

第39条 組合は、大会の決議により、組合発展のために功労があった組合員その他模範となると認められる組合員を表彰することができる。

(制裁)

第40条 組合は、大会の決議により、組合員で次の各号に該当する者に対し、その情状により、制裁を加えることができる。

- (1) 組合の規約又は決議に違反した者
- (2) 組合の運営・活動を不当に妨害した者
- (3) 組合の名誉を毀損した者
- (4) 組合員の義務を怠った者
- (5) その他各号に準ずる不適當な行為のあった者

2 制裁の種類は、次の各号の定めるところとする。

- (1) 戒告
- (2) 権利停止
- (3) 除名

(制裁の手續)

第41条 前条の制裁は、戒告及び権利停止については大会出席者の過半数の賛成をもって、除名については3分の2以上の賛成をもって、決定する。

2 前項による制裁の決定については、決定に先立って、執行委員会は、本人に弁明の機会を保障し、事実の調査を行わせるため、3名の調査委員会を設置し、その報告に基づいて、大会に発議することにより、なされるものとする。

## 第9章 解散

(解散)

第42条 組合の解散は、全組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の4分の3以上の賛成をもって決定する。

## 第10章 組合規約の改廃

(規約の改廃)

第43条 本規約は、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成がなければ、改廃することができない。

## 第11章 雑則

(細則)

第44条 この規約の施行について必要な細則は、大会の議決を経て、執行委員長がこれを定める。

### 追記

2004年7月1日「埼玉大学職員組合」から「埼玉大学教職員組合」へと名称変更。

### 付則

本規約は、2004年7月1日より施行する。

本規約は、2019年1月31日改正、2019年2月1日より施行する。

## 役員を選出に関する細則

埼玉大学教職員組合規約第29条第2項、第30条第3項及び第44条に基づき、役員を選出に関する細則を次のとおり定める。

(適用範囲)

第1条 この細則は、執行委員、代議員、特別執行委員及び会計監査委員の選出に適用する。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員会は、執行委員の任期満了15日以前に選挙管理委員若干名を選出し、選挙管理委員会を構成する。

- 2 委員長は、委員の互選とする。
- 3 選挙管理委員会は次の職務を行う。
  - (1) 選挙の公示
  - (2) 立候補者の受付
  - (3) 投票及び開票の管理
  - (4) 当選の確認
  - (5) その他選挙管理に必要な事項

(選挙の公示)

第3条 選挙の公示は、選挙期日30日前までに行わなければならない。

(立候補)

第4条 執行委員候補、代議員候補特別執行委員又は会計監査委員に立候補する者は、立候補届出書に所定事項を記入して選挙期日2週間前までに選挙管理委員会に届出なければならない。

(執行委員の選出)

第5条 選挙管理委員会は、7日以上の一定期間を定めて、代議員会の定めた選挙区(以下、「選挙区」という。)毎に組合員20人につき1人の割合で執行委員候補を選出させる。ただし、端数ある場合は更に1人の割合で執行委員候補を選出させることができる。

- 2 組合員が20人未満の選挙区においては、1人の執行委員候補を選出させることができる。
- 3 前各号の規定に基づき選出された執行委員候補の名簿を、電子メール等を通じて全組合員に通知する。一定期間を経て疑義が提出されなかった場合、信任されたものとみなし、執行委員とする。疑義が提出された場合は、全組合員による直接無記名による信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得た者をもって執行委員とする。

4 前項の規定により信任を得られなかった執行委員候補を選出した選挙区については、選挙管理委員会は別の執行委員候補を選出させる。その後の選挙手続については、前項の規定を準用する。

(代議員の選出)

第6条 選挙管理委員会は、選挙区毎に組合員20名につき1人(端数は4捨5入)の割合で代議員候補を選出させる。

2 組合員が20名未満の選挙区においては、1人の代議員候補を選出させることができる。

3 前各号の規定に基づき選出された代議員候補の名簿を、電子メール等を通じて全組合員に通知する。一定期間を経て疑義が提出されなかった場合、信任されたものとみなし、代議員とする。疑義が提出された場合は、全組合員による直接無記名による信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得た者をもって代議員とする。

4 前項の規定により信任を得られなかった代議員候補を選出した選挙区については、選挙管理委員会は別の代議員候補を選出させる。その後の選挙手続については、前項の規定を準用する。

(特別執行委員の選出)

第7条 選挙管理委員会は執行委員会の要請に基づき、組合員の中より特別執行委員の候補を指名し、当人に立候補の意思を問う。立候補の意思のある場合、候補の名簿を、電子メール等を通じて全組合員に通知する。一定期間を経て疑義が提出されなかった場合、信任されたものとみなし、特別執行委員とする。疑義が提出された場合は、全組合員による直接無記名による信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得た者をもって特別執行委員とする。

(会計監査委員の選出)

第8条 選挙管理委員会は組合員の中より会計監査委員の候補を指名し、当人に立候補の意思を問う。立候補の意思のある場合、候補の名簿を、電子メール等を通じて全組合員に通知する。一定期間を経て疑義が提出されなかった場合、信任されたものとみなし、会計監査委員とする。疑義が提出された場合は、全組合員による直接無記名による信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得た者をもって会計監査委員とする。

(役員に欠員が生じた場合の措置)

第9条 執行委員・代議員に欠員が生じ、執行委員会が後任者を必要と認める場合、選挙管理委員会は、欠員が生じた選挙区に属する組合員の中より候補者を指名し、当人に立候補の意思を問う。立候補の意思のある場合、候補の名簿を、電子メール等を通じて全組合員に通知する。一定期間を経て疑義が提出されなかった場合、信任されたものとみなし、執行委員・代議員とする。疑義が提出された場合は、全組合員による直接無記名による信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得た者をもって執行委員・代議員とする。この場合、後任者の任

期は前任者の残任期間とする。

2 特別執行委員・会計監査委員に欠員が生じ、執行委員会が後任者を必要と認める場合、選挙管理委員会は組合員の中より候補者を指名し、当人に立候補の意思を問う。立候補の意思のある場合、候補者の名簿を電子メール等を通じて全組合員に通知する。一定期間を経て疑義が提出されなかった場合、信任されたものとみなし、特別執行委員・会計監査委員とする。疑義が提出された場合は全組合員による直接無記名による信任投票を行い、投票総数の過半数の信任を得た者をもって特別執行委員・会計監査委員とする。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

付 則

この細則は、2018年8月1日より施行する。

### 役員選挙に関する教育学部教員選挙区内規

埼玉大学教職員組合は、役員選挙において得票多数の者を執行委員候補者とし、信任投票を経て執行委員を選出する。ただし、教育学部教員選挙区では、次の条件に該当する場合は、候補者選出を辞退する事ができる。辞退者が出た場合は、次点者を繰り上げ選出する。

1. 前回執行委員に選出されてから5年以内の者
2. 埼玉大学に着任して2年以内の者

本内規は、2016年1月5日より執行する。

#### <参考>

この内規は、より多くの組合員が組合活動に参加することにより、働きやすい職場の実現について考えてもらうと同時に、実務の公平分担を図るために設置するものである。

### 役員選挙に関する経済学部教員選挙区内規

埼玉大学教職員組合は、役員選挙において得票多数の者を執行委員候補とし、信任投票を経て執行委員を選出する。ただし、経済学部教員選挙区では次の条件に該当する場合は、本人の申し出によって選出を辞退する事が出来るものとする。

1. 前回執行委員に選出されてから5年以内の者
2. 埼玉大学に着任して2年以内の者

本内規は、2016年1月12日より施行する。

## 職場会の組織及び運営に関する細則

埼玉大学教職員組合規約第6条第2項及び第44条に基づき、職場会の組織及び運営に関する細則を次のとおり定める。

(執行部)

第1条 職場会の執行部は、職場会のおかれた各部局の執行委員、代議員及び執行委員会が適宜任命した者によって構成される。

(組合員)

第2条 組合員は、その所属する部局又は職種に職場会がおかれている場合には、当該職場会に所属するものとする。

(活動)

第3条 職場会は、組合の事業方針に反しない範囲内で自主的に活動を行うことができる。

付 則

この細則は、2004年7月1日より施行する。

# 埼玉大学教職員組合慶弔規約

制定 1994 年 1 月 28 日

- 第 1 条 本規約は、埼玉大学教職員組合規約第 4 条第 2 号に列挙された、「組合員の福祉・厚生を増進及び文化的地位の向上に関する事」という組合目的の達成のために制定される。
- 第 2 条 本規約は、埼玉大学教職員組合の組合員及び管理職就任等の理由で賛助会員となっている者（以下、両者を合わせて「組合員等」という）とに限り適用する。
- 第 3 条 本規約の運用は組合執行委員会が行い、定期大会において他の支出と共に執行の報告を行うものとする。
- 第 4 条 第 2 条に所定の組合員等に関して、次の各号に掲げる慶弔等の事由が生じた時には、当該各号に掲げる金品を贈呈するものとする。

1. 本人の結婚	10,000 円
2. 本人の死亡	20,000 円および弔電ならびに第 5 号の退職に準じて算出された金額
3. 配偶者・本人の両親及び同居の義両親と子供の死亡	10,000 円
4. 病気見舞い（疾病により一ヶ月以上欠勤する場合）	10,000 円
5. 退職 a. 組合員等としての通算加入年数が 10 年以下の場合	加入年数×1,000 円に相当の金品 および花束
b. 組合員等としての通算加入年数が 10 年を越える場合	10×1,000 円に（加入年数－10）×500 円を合算した額に相当の金品および花束

- 第 5 条 前条の加入年数の算出に当たっては、組合費納入済み期間をもって算出年数とし、年に満たない月数については切り捨てとする。
- 第 6 条 組合員等は、第 4 条により受けた金品に対して返礼は行わないものとする。
- 第 7 条 第 4 条の各号に該当する組合員等がある場合は、本人、または所属部局執行委員もしくは代議員より、その旨を執行委員会に届け出るものとする。
- 第 8 条 本規約の制定、改廃は、大会または代議員会の議決によるものとする。
- 附則 本規約は、2002 年 1 月 30 日改正、2002 年 2 月 1 日より施行する。  
本規約は、2017 年 1 月 30 日改正、2017 年 2 月 1 日より施行する。

## 2020年度役員名簿

---

### \*執行委員\*

委員長	山本 良	(教育学部教員)	渉外
副委員長	長田 健	(経済学部教員)	財務
副委員長	加藤 有希子	(基盤教育教員)	教文
書記長	荒木 祐二	(教育学部教員)	事務総括
執行委員	西澤 由輔	(教育学部教員)	広報・UP
執行委員	長畑 志保子	(教育事務補佐員)	非常勤職員部会

### \*特別執行委員 \* (2020年7月~2021年6月)

金房 広幸	(経済学部教員)
高橋 克也	(教養学部教員)
佐藤 清美	(理工学技術職員)

### \*代議員・選挙管理委員\*

代議員・選挙管理委員長	山田 恵吾	(教育学部教員)
代議員・選挙管理副委員長	近藤 一史	(教育学部教員)
代議員・選挙管理委員	川野 靖子	(教養学部教員)
代議員・選挙管理委員	宮崎 雅人	(経済学部教員)
代議員・選挙管理委員	渡辺 大輔	(基盤教育教員)
代議員・選挙管理委員	大関 真生子	(教育学部事務)

---

◇埼玉大学教職員組合・第78回定期大会議案◇

2021年3月11日・発行

印刷・発行	埼玉大学教職員組合
〒338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保255
TEL / Fax	048-853-5609
E-mail	saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp

